

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（仮称）の素案

(目的)

第一条 この条例は、広島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進及び債務の整理を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者等 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第二十条第四項に規定する中小企業者等をいう。
- 二 求償権 保証協会が信用保証協会法第八条第一項の業務方法書に従い中小企業者等に対する融資に係る債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
- 三 求償権の放棄等 保証協会が行う求償権の放棄、不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）又は資本的劣後債権への転換をいう。
- 四 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であって、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
- 五 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納付しなければならないものをいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第三条 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等を行おうとする場合には、あらかじめ知事に申し出なければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、当該求償権の放棄等が、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進又は債務の整理により、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

- 一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援に基づき策定された事業の再生に関する計画
- 二 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第一百五十八号）第三条第一項の規定により行われた特定調停手続による調停（同法第十七条第一項に規定する調停条項を定めたものを除く。）又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十七条の決定（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二十条の規定により同法第十七条第二項に規定する内容が定められているものに限る。）に基づき策定された事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画
- 三 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項の規定によ

- り株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業の再生に関する計画
- 四 株式会社地域経済活性化支援機構法第三十二条の二第三項に規定する特定支援決定を受けた事業の再生に関する計画又は当該特定支援決定を受けた債務の弁済に関する計画
- 五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項の規定により、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業の再生に関する計画
- 六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興相談センターが同項に規定する産業復興機構に対して行う債権買取り（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令（平成二十四年経済産業省令第十一号）第二条第四号イに規定する債権買取りをいう。）の要請
- 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十一項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画
- 八 産業競争力強化法第百三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会が同条第五項の規定に基づき決定した事項等に従い同法第百三十四条第二項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- 九 産業競争力強化法第百四十条第一号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- 十 産業競争力強化法第百四十条第二号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う同法第百三十四条第二項第一号の指導又は助言に基づき策定された事業の再生に関する計画
- 十一 私的整理に関するガイドラインとして規則で定めるものに基づき策定された事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画
- 十二 知事が認めるガイドラインとして規則で定めるものに基づき、株式会社整理回収機構が実施する債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年十月十六日号外法律第百二十六号）第二条第一項に規定する特定金銭債権に対する買取り、管理又は回収の受託に関する申込み
- 十三 その他前十二号に準ずるもので、知事が必要と認めるもの

（報告）

第四条 知事は、前条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。